

熊本地震の影響を受けた九州地方の小規模事業者の皆様へ

中小企業庁 平成28年度熊本地震復旧等予備費予算
被災地域販路開拓支援事業

小規模事業者持続化補助金

平成28年熊本地震により、事業用資産が直接被災した、もしくは、売上減の間接被害が生じた、九州地方の小規模事業者を対象に、

➤ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し、**200万円**または**100万円**

を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

- ・補助対象者は、九州経済産業局管内（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島の各県）に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者。
- ・熊本県・大分県の事業者は上限200万円、他の県の事業者は上限100万円。
- ・九州地方の複数の小規模事業者が共同して申請することも可能。複数の事業者が連携する場合には、上限は200万円～2000万円。＊連携小規模事業者数によります。詳細は公募要領をご参照ください。
- ・申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

➤ 計画の作成や販路開拓等の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取り組みの例》

- ①広告宣伝 ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展 ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

[注意] 本補助金の支援対象は、販路開拓等の取組であり、被災した事業用資産の単なる復旧、買換え費用に対する補助ではありません。

【お問合せ先】

荒尾商工会議所

電話:0968-62-1211

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6459-2639 [9:30～12:00、13:00～17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<http://h2805.jizokukahojokin.info>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載している公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

九州経済産業局管内(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島の各県)に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

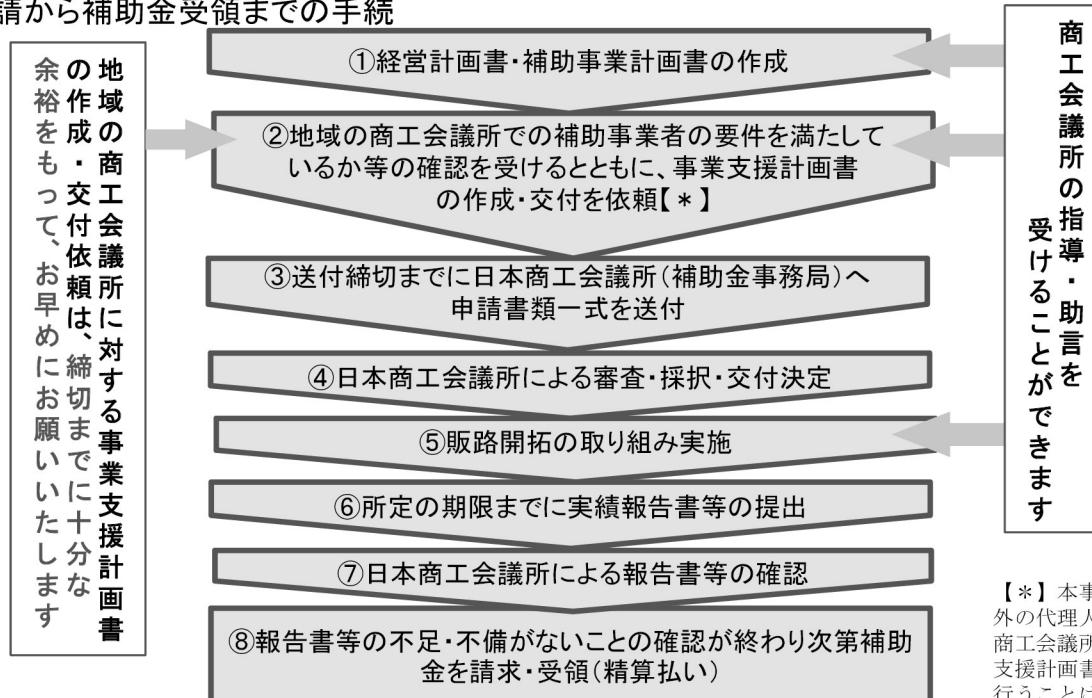
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 熊本県・大分県の事業者は上限200万円、他の県の事業者は上限100万円
※複数の事業者(上記補助対象者に限る)が連携する場合には、上限は200万円～2000万円です。*連携小規模事業者数によります。詳細は公募要領をご参照ください。

◆申請から補助金受領までの手続



【*】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆手続きの期限等

[注意] 平成27年度補正予算(平成28年2月26日公募開始)と重複して採択されません。

	第一次受付	第二次受付
1. 申請受付開始	5月31日(火)	
2. 日本商工会議所(補助金事務局) への申請書類一式の送付締切(上記③)	6月24日(金) 【締切日当日消印有効】	7月29日(金) 【締切日当日消印有効】
3. 採択結果公表	7月上旬頃(予定)	8月中旬頃(予定)
4. 補助事業の実施期限	公募開始日(5月31日) 【※特例】から 12月31日(土)まで	交付決定通知書受領後から 12月31日(土)まで